

## 「ジュゴンの日」を定め、ジュゴンを沖縄県の「県獣」に！ 署名にご協力ください。

全国の都道府県には象徴的な樹木や花、生きものを選び、親しみ大切にする制度があります。著名なものでは新潟県のトキ、富山県のライチョウなどがあります。このような制度は、日本列島の生物の多様性を示す例といえます。

県民にはよく知られているように、沖縄県では、グルクン（たかさご）が「県魚」、ノグチゲラが「県鳥」、デイゴの花が「県花」、リュウキュウマツが「県木」として指定されています。しかし「県獣」は不在です。その「県獣」として、ジュゴンを指定したいというのが私たちの願いです。

沖縄県は現在、日本で唯一のジュゴンの生息地であり、世界の分布の北限でもあります。沖縄島北部の沿岸に少なくとも3頭のジュゴンが棲んでいることは、報道等でも知られているとおりです。また、継続的な市民調査によって、特に辺野古・大浦湾周辺海域が沖縄のジュゴンにとって重要な餌場であることも明らかになっています。

ジュゴンは国の天然記念物に指定されていますが、絶滅の危険と保全の緊急性にもかかわらず、政府による保護策は皆無に近いのが現状です。それどころか、いま、日米政府による辺野古新基地建設のために、この希少な『北限のジュゴン』の餌場が埋め立てられようとしています。日本政府は法を軽視し、また科学的知見も無視してジュゴンが回遊する海域での工事を強行しています。このままジュゴンの生息地の攪乱が続けば、わずかな数で個体群を維持している沖縄ジュゴンの絶滅は必至とされます。

私たちはそのような事態を望みません。ジュゴンは県民が将来の世代に伝えるべき大切な財産であり、沖縄の人と自然の共生の象徴です。と同時に、ジュゴンは現代において平和の象徴ともなりつつあります。このジュゴンを「県獣」として指定し、県の保護条例を制定するとともに、毎年10月5日を「ジュゴンの日」と定めるよう要望します。

**よびかけ人：**エレン・ハインズ(サンフランシスコ州立大学教授・北米海生哺乳類研究者)、加藤 登紀子(ミュージシャン)、古謝 美佐子(ミュージシャン)、田島 征三(絵本作家)、盛口 満(沖縄大学人文学部子ども文化学科教授、『ジュゴンの唄』2003 著者)、葉 祥明(絵本作家)、横井 謙典(水中カメラマン)

お名前	ご住所

※ご記入いただいた個人情報はい回の嘆願以外の目的には使用しません。

※ご家族単位で署名していただく場合に、同じ住所であっても「同上」「〃」など省略しないで下さい。

問い合わせ・連絡先：北限のジュゴン調査チーム・ザン（代表・鈴木雅子）

住 所：〒905-0011 沖縄県名護市宮里4-12-8

Eメール：n-hokugen.19@kj.d.biglobe.ne.jp

電話・FAX：0980-43-7027 携帯：090-8032-2564

## ＜ジュゴンの県獣指定への趣意書＞

ジュゴンは暖かい海に棲息する海牛目に属するほ乳類で、太平洋とインド洋にかけてのかなり広い範囲に生息していますが、生息数が減少しているため国際保護動物に指定されています。そのうち、沖縄島近海に生息しているジュゴンは、分布の北限にあたる個体群です。

古くから沖縄の人とジュゴンは深い関わりがありました。多くの遺跡からジュゴンの骨が出ており、かつては重要な食料源であったことがわかります。琉球王府時代になると、ジュゴンの捕獲は王府の管理下に置かれるようになり、八重山では新城島民によってジュゴンが捕獲され、王府に献上されました。このような歴史があることから、新城島の豊年祭においては、ジュゴン猟の様子を歌い込んだ唄による踊りが披露されます。

ジュゴンは、満潮時にはリーフ内に生える海草を餌としていますが、干潮時にはリーフの口と呼ばれる部分を通って外洋へ移動します。このようにリーフと外洋を行き来することから、ジュゴンは神の使いや、津波を予知する不思議な生き物としても認知されてきました。このことから、各地の祈り唄や昔話にもジュゴンは登場しています。沖縄の多くの集落は、海を前にし、山や野を背にしています。人々は陸域で生産される作物や、野山の動植物の幸とともに、目の前の海の幸によっても生かされてきました。また、海の彼方にはニライカナイと呼ばれる、神や祖先たちのいる場所があるという信仰も今に続いています。このように見ていくと、ジュゴンは、沖縄の人と自然のつながりの象徴と言えるでしょう。

一方、明治政府によって琉球王府が廃された後、ジュゴンの捕獲はいわゆる無政府状態に陥りました。このため、八重山・宮古海域に生息していたジュゴンは大正時代に捕獲の記録が途絶え、絶滅したと考えられています。沖縄島近海のジュゴンも、沖縄戦直後の食糧難の中で捕獲され食料とされただけでなく、その後も人間活動による生息環境の悪化にさらされています。そうした中、沖縄島北部の沿岸になおも生き続けるジュゴンは奇跡であり、希望とも言えます。

沖縄近海に生息している「北限のジュゴン」への国際的な関心は高く、世界中からジュゴンの保護と生息環境の保全が要望されています。また、米国におけるジュゴン訴訟（2003年提訴）においても、NHPA（国家歴史保全法）に基づき、ジュゴンは当事国において保護されるべき対象であると認められています。しかし、日本政府によるジュゴンの保護策は天然記念物指定にとどまっており、十分とは言えません。現在、奄美・沖縄諸島の「世界自然遺産」登録に向けての機運が高まっています。また、県は生物多様性おきなわブランドも立ち上げています。であるならば、沖縄の人と自然のつながりの象徴であるジュゴンの重要性について、県民が認識を新たにするとともに、県が主体となってジュゴンの保全についてよりいっそうの努力を推し進める必要があると考えます。